公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター職群班設置規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に職群班（以下「班」という。）を設置することにより、センターの事業運営をより円滑に推進することを目的とする。

（組織）

第２条　班は、次の各号に定めるところにより、編成することができる。

（１）　共働作業が想定される同一職種において、原則、３人以上の会員（以下「班員」という。）で構成する。

（２）　班の名称は、編成の際に決定する。

２　前項第１号の規定にかかわらず、理事長が特に認める場合は、異なる職種の組合せであっても、班を編成することができる。

（役員の設置）

第３条　班の作業を円滑に推進するため、班のまとめ役として班長、副班長及び班長補佐（以下「役員」という。）を置くことができる。

（１）　班長は、班員の互選により選出する。

（２）　副班長は、班員が１０人以上になった班において、班長が班員の中から指名する。

（３）　班長補佐は、異なる職種で編成した班において、職種ごとに班長が班員の中から指名する。

（役員の職務）

第４条　班長は、班の円滑な運営のため、次の各号の役割を担うものとする。

（１）　安全・適正就業の徹底に関すること。

（２）　班員の仕事に対する意見・要望等の調整及びセンターとの連絡調整に関すること。

（３）　班会議開催に関すること。

（４）　後継者の育成に関すること。

（５）　その他班の運営に必要な事項

２　副班長は、班長を補佐し、班長が欠けた場合は班長の職務を代行する。

３　班長補佐は、班員と班長・副班長の調整役を担う。

（役員の任期）

第５条　役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（グループの設置）

第６条　センターの更なる活性化を目的とした事業を展開するに当たり、班から選抜された班員で構成するグループを設置することができる。

２　グループには、構成員の互選によるグループリーダーを置き、グループの設置目的の達成に向け、当該グループを総括する。

３　第５条の規定は、グループリーダーの設置について準用する。

（委任）

第７条　この規程に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行日等）

１　この規程は、令和２年２月２７日から施行する。

２　この規程の施行の際、現に存する班及びグループについては、この規程に基づき設置されたものとみなす。